

議案第16号 小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

- ・国民健康保険の財政運営責任主体が都道府県となる制度改正に伴い、文言の改正を行うもの。
- ・国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員として被用者保険を代表する委員を追加するもの。

小松島市国民健康保険条例(昭和35年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
第1章 小松島市が行う国民健康保険_____ (小松島市が行う国民健康保険_____)	第1章 小松島市が行う国民健康保険 <u>の事務</u> (小松島市が行う国民健康保険 <u>の事務</u>)	改正
第1条 小松島市が行う国民健康保険_____については、 <u>法令に定めるもの</u> のほか、この条例の定めるところによる。	第1条 小松島市が行う国民健康保険 <u>の事務</u> については、 <u>法令に定めがあるもの</u> のほか、この条例の定めるところによる。	改正
第2章 国民健康保険運営協議会 (委員の定数)	第2章 小松島市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 (委員の定数)	改正
第2条 小松島市国民健康保険運営協議会_____（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 5人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人 (3) 公益を代表する委員 5人	第2条 小松島市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 5人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人 (3) 公益を代表する委員 5人 (4) 被用者保険を代表する委員 1人	改正 追加